

## 第一部部会（第24期・第8回）議事要旨

### I 日時

2020年8月11日（火）13:30～16:20

### II 形式

ビデオ会議にて開催

### III 出欠

出席者：

井伊 雅子、池尾 和人、岩崎 晋也、遠藤 薫、大竹 文雄、大山 耕輔、岡崎 哲二、岡田 真美子、小佐野 重利、亀田 達也、亀本 洋、苅部 直、上林 憲雄、北村 行伸、木部 暢子、行場 次朗、窪田 幸子、栗田 禎子、久留島 典子、黒崎 卓、古城 佳子、小玉 重夫、小林 傳司、西條 辰義、佐藤 嘉倫、佐野 正博、白藤 博行、高倉 浩樹、高村 ゆかり、高山 佳奈子、恒吉 僚子、土井 政和、徳賀 芳弘、戸田山 和久、永瀬 伸子、中谷 和弘、西川 伸一、西崎 文子、西田 眞也、糠塚 康江、野澤 正充、橋本 伸也、原田 範行、廣瀬 真理子、福永 伸哉、藤原 聖子、本田 由紀、眞柄 秀子、町村 敬志、松井 三枝、松下 佳代、松原 宏、松本 恒雄、水野 紀子、溝端 佐登史、三成 美保、宮崎 恒二、吉田 和彦、若尾 政希、和田 肇、渡部 泰明  
（第一部会員61名）

欠席者：

石川 義孝、伊藤 公雄、遠藤 利彦、大野 由夏、佐藤 岩夫、志水 宏吉、西尾 チヅル、三木 浩一  
（第一部会員8名）

事務局：

高橋 雅之、酒井 謙治、牧野 敬子、實川 雅貴

### IV 議事

議事に先立ち、町村部長より議事次第と配布資料についての説明があった。

（1）前回議事要旨（案）の確認

第一部部会（第24期・第6回）議事要旨について、資料1-1および1-2に基づき了承された。

次いで、第一部部会（第24期・第7回）メール審議結果について、資料1-3に基づき了承された。

## (2) 報告事項

### ①幹事会からの報告

資料 2-1 に基づき、町村部長が報告をおこなった。とくに、1) 4 月以降オンライン開催となり、5 月からは月に 2 回の会合になっていること、2) 適時 3 度の声明が表出されていること、3) 2019 年 10 月以降 8 件の報告・提言が公表されていることが説明された。

質問・意見は特になし

### ②第一部役員会からの報告

町村部長から、資料 2-2-1 および 2-2-2 に基づき、第一部拡大役員会（第 24 期・第 9 回および第 10 回）の議事要旨が報告された。とくに、第 10 回では、予算に関し配分方針が審議されたことが説明された。さらに、資料 2-2-3 に基づき、第 11 回拡大役員会の議事要旨が報告され、新型コロナ問題に関連した議論がおこなわれたことが説明された。

質問・意見は特になし

### ③分野別委員会からの報告

分野別委員会の活動状況について、資料 2-3 に基づき、各委員長から追加の報告があるかどうか確認があった。

【言語・文学委員会】木部委員長：4 分科会が活動し、「文化の邂逅と言語」分科会の提言が直近のもので公表段階にある。

【哲学委員会】戸田山委員長：とくになし。

【心理学・教育学委員会】亀田委員長：とくになし。

【社会学委員会】遠藤委員長：とくになし。

【史学委員会】久留島委員長：とくになし。

【地域研究委員会】宮崎委員長：2 ページの報告のうち 1 ページ目のみが報告で、他の委員会との合同設置分科会の設置趣旨の見直しを申し送り事項にしている。

【法学委員会】松本委員長：資料は法学委員会のみを記しており、分科会の活動は活発である。

【政治学委員会】古城委員長：とくになし。

【経済学委員会】北村委員長：とくになし。

【経営学委員会】徳賀委員長：4 つの分科会が提言を発出しており、新たな分科会を検討中である。

【環境学委員会】高村委員長：とくになし。

質問・意見は特になし

### ④第一部附置分科会からの報告

資料 2-4 に基づき、各分科会からの報告があった。

第一部附置国際協力分科会について、町村部長より、2020 年 3 月公開シンポジウムが延期となったこと、2019 年 9 月に AASSREC 総会に参加したが、10 月の IFSSO 総会への派遣は中止したことが説明された。

第一部附置科学と社会のあり方を再構築する分科会の活動について、杉田委員長にかわり町村部長より、資料に基づき説明があった。同分科会の活動はもともと部を超える形で始まり危機対応科学情報発信委員会にその役割が移っていること、新型コロナ問題についても議論されたが多様な意見をまとめて発信するという点で課題を残していることが指摘された。

第一部附置人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会の活動について、橋本委員長より、資料に基づき説明があった。

第一部附置総合ジェンダー分科会の活動について、永瀬委員長より、資料に基づき説明があった。10 分野に対する調査報告書が作成されたこと（人文・社会科学系で必ずしも女性が多いわけではないことが明らかになっている）、報告書とホームページの両方で開示しているが報告書の方が詳しく、報告書が必要な場合に委員会に伝えること、が指摘された。

第一部附置人文・社会科学基礎データ分科会の活動について、本田委員長より、資料に基づき説明があった。5 回の審議の経過が示され、後程議論に付すことが指摘された。

以上の報告を踏まえ質疑が行われた。

（質疑）

（質問）：科学と社会のあり方を再構築する分科会での新型コロナをめぐり、外部から意見を述べることは適切ではないという判断に至る事情を説明されたい。

町村部長：情報発信委員会のなかで意見がわかれた。先の見えない状況の中では多様な専門家の意見が重要という意見がある一方、拙速にさまざまな意見が出ることが危惧されるという意見もあった。幹事会にも情報発信委員会のメンバーが加わっているが、意見交換し審議の結果、幹事会声明を出すに至っている。

橋本副部長：この委員会自体が情報発信をするのか、情報発信のあり方を検討するものなのかという点で、理解に齟齬があったようである。その後、この委員会ではなく、幹事会で議論し、第二部が声明案を作成し、幹事会声明に至った。感染症に関わる委員会をつくり、それには第一部も参加し、丁寧な対応をしている。この議論の延長線上で、学術研究と感染症ワーキンググループが設けられている。

（意見）：杉田委員長の報告は幹事会に懸念を持っているように読める。政府の委員会で感染症の専門家に任せると自己規制することもある。学術会議としては第二部に任せるとはならず、全体で、すなわち第一部も議論参加することが重要である。人文・社会科学を含めた発信を検討する必要がある。

町村部長：情報発信委員会自体が緊急事態時に発信するという思いが委員会内には当初あ

り、今回は議論が詰め切れなかったことへの指摘が報告に含まれている。部を超えた検討が必要である。

#### ⑤科学技術基本法改正について

橋本副部長から、資料 2-5-1 に基づいて、科学技術基本法改正および第 6 期科学技術イノベーション基本計画策定の経過、CSTI との関係が説明された。まず法改正と基本計画策定の経過が示された。2019 年 4 月に本課題が提示され、8 月の CSTI 制度課題検討 WG にもコミットした。また、本件に関わる過去の経緯について調査を行って、資料集を作成するとともに、それに基づく議論を人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会、拡大役員会、第一部会などでおこなってきた（『ニューズレター』第 24 期第 6 号を参照）。CSTI の WG の報告書は 11 月に公表され、「科学技術（人文科学のみに係るものを除く）」が外されることになったが、学術会議全体での議論が必要と考え、幹事会でも議論され、2020 年 1 月 28 日に幹事会声明が発出された（ホームページを参照されたい）。3 月 10 日に法律案が国会に提出され、第一部のなかで WG の設置を求めたが新型コロナ問題で止まってしまった。国会審議も停止していたが、6 月に審議が急に進み、衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員会で付帯決議付きで採択され、参議院でも 6 月 17 日に可決した（2021 年 4 月 1 日施行）。7 月に CSTI より第 6 期科学技術基本計画策定について学術会議に力を借りたいという要請があり、8-9 月に CSTI で報告を予定している。

次いで、学術会議の立場が説明された。(1)「人文科学のみに係るものを除く」の削除は、学術会議がこれまで要望してきたもので歓迎する。(2)イノベーションについては広い定義が与えられ、人文・社会科学と自然科学の実り多い連携・協創が期待できる。(3)基礎研究の長期的・持続的に発展につながることで、科学・技術・イノベーションは並列関係にあること、大学の自立性と学問の自由へ配慮することを要望している。

法律の内容の特徴に関して、別添 1 資料 2-5-2 科学技術・イノベーション基本法新旧対照表および資料 2-5-3-1、2-5-3-2、2-5-4 をあわせて、次の点が特に強調された。科学技術・イノベーション基本法第二条でイノベーションを含め概念定義が行われている、「分野の特性」や「学術研究及び学術研究以外の研究の推進」などが言及されている、少子高齢化など個別課題に踏み込んで法に書き込まれている、研究開発法人及び大学等の責務が記載されている（第六条）、参考人質疑が行われ大学院生からも聞き取りされている、付帯決議において科学技術とイノベーションのバランスが触れられている。

第六期科学技術・イノベーション基本計画策定に関しては、CSTI の考え方を示す資料 2-5-5 内閣府「次期科学技術・イノベーション基本計画における人文社会科学の位置づけについて」とあわせて、説明された。「統合イノベーション戦略 2020」では、人文・社会科学がどう取り扱われるかが示されており、科学技術基本法とともに理研法、JST 法も改正され、JST などのさまざまなプログラムが振興に用いられる。これとは別に CSTI において別途振興策が模索されている。学術体制分科会提言として、博士課程学生への支援などをあ

げている。今後、CSTIにおいて意見表明をする、秋に学術会議として意見表明の可能性があるが、第25期にかわるときで対応方法が難しく意見があればいただきたい。

町村部長から協議事項にもなることが指摘されたうえで、質疑に入った。

#### 質疑

(質問)：学術研究と学術以外の研究の違い、後者の中身を伺いたい。

町村部長：産業が念頭に置かれているように思えるが、全体の予算が限られている中で学術研究のこれまでの予算が減るのは本末転倒である。その都度問いたすことが大事。

橋本副部長：区分はよくわからないが、学術研究の相対的自立性という意味もある。

(意見)：自立性であれば安心だが、学術以外に予算が流れるのは問題。

橋本副部長：諸刃の剣に見え、どちらにもなりうる。

(質問)：別添の第二条のイノベーションの創出に関し、広い定義とともに同条第二項で「実用化によるイノベーションの創出」となり、狭くなっている。この解釈はいかがか。

橋本副部長：懸念は共有している。3月に分科会において議論しているが、この法律の作り方が奇妙に思える。学術の基本、技術開発、人材確保といった次元の異なるものが入っており、方向性も異なる。理解の仕方によって、イノベーションの意味が伸び縮みする。警鐘を鳴らす必要はある。

(意見)：リスクがある。

(質問)：期が変わるときではあるが、第一部からの意思表出、次期とリンクする試みはあるのか。

町村部長：今期中にCSTIに意見表明する場がある。第一部の立場から正式の意思表出ではないが、本部会で会員からの意見を伺い、それをなるべく反映したい。計画については期をまたいで取りまとめることになる。9-10月に進むので、第25期でも、今期の間でも様々な対応が必要になる。少なくとも次期に対応を開始できるようにしたい。

橋本副部長：正規の動きについては制約があるが、CSTIとの関係では何をインプットするのかが大事になる。前回のCSTIの制度WGのときもそうであるが、佐藤前部長は8月だけでなく毎回参加し、その後も案文作成に関わっていた。部長の(が案分の作成だけでなく)継続した対応を考える必要があるが、その際に、組織としての後ろ盾が必要になる。

(意見)：大変重要な指摘である。

(質問)：批判的に見ることは重要である。学術会議として、「人文科学のみに係るものを除く」の削除を歓迎するというとき、第一部会は歓迎をどう受け止めるのか。

橋本副部長：個人と役員の見解は乖離しているが、過去の経緯からは要求してきたことは事実で、受け入れられた以上歓迎である。しかし、第一部のなかでも意見は一致しているわけではなく、今回の法改正は不要であったという見方もある。つまり、かつての法律の下でも分野融合はできたのであり、そうであれば法改正は不要という意見がある。もうひとつ、本田会員の懸念の点で、実際の運用における予測がつかない懸念がある。予算と結びついてお

り、財務省相手に対応すると、基盤を崩すリスクもある。今求められる課題を提起することにもなる。

(意見)：理学系でも同じ懸念がある。

町村部長：第二部、第三部に共通して基礎研究への懸念がある。第一部で対応しているが、学術会議全体の課題で、基礎研究全体にあてはまる。

(意見)：歓迎する以上、いいものにいかにするかだ。基本計画にどうかかわるのが大事だが、資料 2-5-5 を見る限り、CSTI の考え方に問題があり、関わり方が難しい。例えば、JAPAN モデル、価値観における二項対立の見方がそれだ。イノベーションにより豊かにするという点で人文・社会科学が利用される。CSTI の問題の立て方に懸念の立場を示す必要があり、その点で人文・社会科学がかかわっていく。

町村部長：学術会議の立場として注意していく。意見を伝える機会はある、伝える必要がある。

(意見)：資料 2-5-5 の該当箇所は危険な考え方だ。市民社会と国家を二項対立でとらえるという見方をなぜ持ってきたのか。近代社会は国家と市民社会の緊張関係のなかにある。この記載には人文・社会科学の素養がない。

町村部長：重要な点として注意する。

(意見)：イノベーションとの関係で、人文・社会科学が含まれている。イノベーションのための科学技術になる。かかわらないものが切り捨てられないようにする必要がある。

町村部長：懸念される点に関する議論はあった。佐藤前部長が法案の改正内容の検討を主張し、附帯決議にも反映されている。これまでも意見を述べてきているが、引き続き心がける。

(意見)：AI や IoT が人文・社会科学を求めていることは重要。情報学の研究者が・社会科学を知らずに研究している。積極的にかかわる態度も必要である。

町村部長：使いわける。バランス、言葉にすることが重要。

### (3) 協議事項

#### ①2020 年度予算執行方針について

町村部長から、資料 3-1-1 に基づいて 2019 年度予算執行状況についての説明があり、執行額、コロナ対応による中止額が示された。次いで、別紙「第一部 2020 年度予算配分表」に基づいて、3 月の拡大役員会で決まった 2020 年度予算案が説明され、前年と同比率の配分による分野別委員会予算案が示された。第 25 期に残しておくこと、経験的に年間 2 回ほど分科会が開催できること、2020 年 9 月末まで(第 24 期)に 1 回の開催を認め 2 回目以降は総枠の中で委員会により判断することが特に指摘された。4 月に総会が開催されなかったためその折に承認すべき方針であるが、その後の新型コロナ問題で予定通りには使われていない。

以下の通り、予算の方向に関して、質疑を行い、2020 年度予算執行方針が了承された。

質疑

(意見)：リモートでの会議になる。オンライン環境への投資が必要。この時期にインフラを整備しておいた方がよい。

町村部長：このまま予算の組み換えをしてオンライン整備にまわすことは難しく、全体で調整するもの。学術会議としてアカウントを取得している。

事務局：Webex で 5 個しかない。第一部と第二部で一つを分け合う状態。不十分な状態で、引き続き、会員により ZOOM を用いることは避けられない。

町村部長：幹事会で伝える。

(質問)：分科会において、旅費をほかに転用できるのか。

町村部長：転用はできない。

(質問)：旅費が残るのではないのか。

(質問)：予算執行方針の基本的考え方はこれでよいが、環境学の分科会における第一部委員については第一部で持つことになっているはずだが（予算配分表には環境学分科会の項目がない）。

事務局：予備費のなかで対応することになっている。

(意見)：確認できれば十分である。

町村部長：旅費が残る可能性はある。第 25 期 10 月以降の使い方は第 25 期の部会、役員での議論による。引き続き検討してほしい。

## ②10 月総会時における第一部会の形式について

町村部長から、資料 3-2「日本学術会議第 24 期・第 8 回第一部会の開催方法について」に基づいて、説明された。第 24 期第 8 回の第一部会はオンラインで開催することをメール審議に付した。次回の 10 月には新しい期になり、総会を含めて 8 月末に幹事会で会議形式を決める。総会の持ち方によって第一部会の持ち方も決まる。ほかの部でも、総会の形式が決まっていない、新しい期の部会招集を誰が行うのか（新会長はまだ決まっていない）以上、第 24 期で第 25 期の会合をどこまで決めておくのかには議論の余地がある。課題があることを確認して、8 月末に総会の持ち方が決まった後、必要に応じて会員に諮る。次の第一部会は、每期繰り返されることだが、部会の役員決定、分野別委員会の委員決定、分科会の立ち上げを行う。今日時点では報告のみで、意見を聴取したい。

質問・意見は特になし。

## ③提言等の査読手続きについて

町村部長から、資料 3-3「第一部関連分野別委員会および分科会が作成する提言等の取扱いについて」に基づいて、説明された。第 24 期のスキームを確認したうえで、第 24 期全体で 30 弱の提言・報告案が提出されたが、その査読への協力に対してまず感謝が述べられた。今期は査読後の提言等を幹事会に付した後、幹事会で細かい審査を受け、様々な検討が

行われたケースもある。また、資料 3-3 にみるように、今期は時間の節約から分野別委員長の査読は省き、意見を述べることができるとした。しかし、専門の見地から検討していただく必要があり、分野別委員長の意見を求めるケースも多かった。この分野別委員長の関わり方が課題となる。また、締め切りを 1 月末としたことで、査読に際し改善のための様々なやりとりを行う時間的余裕をつくれた面もある。次期の進め方は次期で決めることになるが、本日いただいた意見を含め、申し送りにしたい。

(意見)：査読で、次々と他の箇所の指摘が出てきて、対応が煩雑で時間を要した。

町村部長：個別事例に通じているわけではないが、修正されたうえで、その段階の意見が新たに提出されたものと理解している。

橋本副部長：第一部に限られないが、幹事会の提言の検討で気になるものは、法改正と教育に関する提言である。法の専門家のチェックを受けずに提出されているために、プリミティブな間違いがある。教育についても、全体を無視して、時間数の増加を主張するケースがある。

とくに意見が出ず、町村部長から 9 月末までに考えがあればメールで伝えるように述べられた。

#### ④次期への申し送り事項について

町村部長から、資料 3-4「第 25 期への申し送り事項（次期役員に伝達）について」に基づいて、とくに検討事項が説明された。何よりも第 24 期は佐藤前部長がまとめた方針に対応してきたが、次期活動方針を準備する必要がある。また、第一部附置分科会の継続性、部の審議に関わる予算配分、新しい期に即座の対応は難しいので分科会の規模、提言等の査読体制が検討課題になる。

#### 質疑

(質問)：予算に関して、オンライン会議になっているので、旅費を節約してテレビ会議の回数を増やす融通は可能か。

町村部長：事務局から予算費目に関し、旅費をいったん減ずると後で元に戻すことができない、ゆえにうかつに旅費を減ずるとはいえないと聞いている。オンライン化でも、会員手当は円滑に使うことができる。会員手当はこれまで、使い切れていない傾向がある。

(意見)：分科会の設置のあり方に関して、複数の委員会が合同で設置する場合、時間とともに委員会間の関係が薄くなるケースがある。委員長レベルでも検討されたい。

町村部長：委員長に次期についての伺いがいく。

事務局：まだ会長名で文書が発出されていないが、各委員会の引継ぎをお願いする。委員会・委員長に作業依頼し、各分科会を取りまとめ、新委員会で調整する。

町村部長：後程引継ぎの問い合わせがいく。分野別の確認、合同についても関係者間で対応をお願いする。科学と社会のあり方を再構築する分科会についても今後検討していく。



#### ⑤人文・社会科学基礎データ分科会「次期の進め方について」

本田委員長から、資料2-4に基づき、説明された。今期収集データのたたき台を作成したが、分科会内に閉じて収集は難しい。第一部会全体に関連し、次期以降各分野別委員会から参加いただき15名で対応したい、また、学術調査員をおく。1期3年間分担して収集し、データ集として3年に1回公表するとともに、シンポジウムを例えば人文科学、社会科学、両方といった順で開催する。ホームページ化、書籍化で人文・社会科学の貢献を見える化する。体制案を承認いただき、次期以降分担して基本データを収集したい。

#### 質疑

(質問)：大学改革支援・学位授与機構のデータが使えないのはなぜか。

本田委員長：もともとの大学への依頼文のなかに入っていないので目的外利用となるためだが、将来的には可能性はある。継続会員には、本分科会の事業を進めるためには、かなりの労力が要ることを理解してほしい。

町村部長：分科会はもともと通知(2015年6月8日)に対する基盤づくりを意図している。科学技術・イノベーション基本計画の中でも人文・社会科学の様々な事情を言うだけでは難しく、目に見える形で貢献を提示する必要がある。次期で議論する。分科会の継続と委員の構成を承認し、次期にスタートする。

体制づくりは大事というコメントを受け、継続、体制づくりを承認。

#### ⑥その他—CSTIでの提起に向けて

町村部長から、資料3-6「CSTIでの提起に向けて」に基づいて、CSTIで提起する内容が説明された。とくに、第二部において、人文・社会科学系の多様な研究スタイル、それに応じた支援の形、博士号の学位取得事情などのキャリア形成、すぐに役立つものではないこと、人文・社会系インフラとしてのデータ、ELSI、ポストコロナ時代の意義が説明された。

#### 質疑・コメント

(意見)：4点指摘したい①イノベーション概念に関し、狭い規定も出ており、くぎを刺しておくべき。②市民社会と国家の対立など、これに対する学術的立場からの見識を示す必要がある。Society5.0も概念としては問題がある。③史料3-6提起に示された概念には他分野の人にはすっと入らないものがある。例えば、「人間的自然」、「反省的・批判的」などだ。それらを理解してもらうには工夫が要る。④組織論は大事で、共同研究をあげるのも一例である。

(意見)：初等・中等教育との連携をだしてもよい。第二部、第三部と比して、第一部の高等学校との関係は弱い。科学技術基本法に関し、初等・中等教育では文理融合が進んでおり、高等教育をリードしているところもある。JSTでは従来の初等・中等教育への支援は主に

理数を中心にしているが、今後は人文・社会系の科目も入る可能性がある。

(意見)：人文・社会系インフラとしてのデータを入れているのはありがたい。マスタープランで選んでいただいても採用していただけなかった。データは社会科学にとって不可欠である。公的データと大学・民間データの補完的利用は繰り返し強調されたい。コロナについても政府統計は機動的には対応していないが、大学・民間では機動的だ。大学、民間のデータを見直し、かつ政府の全数調査が加わる形が望ましい。

(意見)：学術会議はSDGsの達成を課題にしている。SDGsがキーワードになる。

町村部長：8月お盆明け(17日)までにメールをいただければ改善できる。

それ以外の問題に関しての質疑

(意見)：新型コロナの影響で提言発出時の記者会見がキャンセルになっていると聞いている。提言関係者から不満の声もある。

町村部長：当該官庁には発出されている。

事務局：記者公表は再開されていない。ホームページと役所への配布という形。

(意見)：新聞社にはメールを出せないのか。

町村部長：確認する。

#### (4) 自由討議

橋本副部長により、別添「公開要望書」に基づいて、説明された。第二部石川部長を委員長、第一部橋本副部長を副委員長とする「新型コロナウイルス感染症の学術研究への影響と対応策について」検討WGから分野別委員会委員長に調査用紙が送付されているが、この調査のなかで公開要望書が学術研究への対応策に関する新たな手立てを要求する動きとして、例示されている。パンデミックに関する分科会もあるので、このWGでは経験を拾い出したい。この観点から、別添公開要望書を委員長に伝えたい。

(質問)：本公開要望書は歴史学の学会からのもので、要望先は広い。日本歴史学協会が呼びかけて24学会から提出されている。この間、人文・社会科学系デジタルアーカイブズを作っている国立国会図書館と協議している。このアーカイブズはいかないと見ることができないが、これを契機に公開の議論をしており、デジタル化も課題になる。こうした取り組みは歴史学系だけでよいのかを第一部会員に聞きたい。

(意見)：大切な取り組みで、後から入れる仕組みが望ましい。

(質問者回答)：国立国会図書館に伝える。

最後に事務局から、今期の議事要旨の公開を進めているが、送付されてきていないものがあるので送付依頼があった。

(以上)